



千労雇均発 0611 第1号
令和2年6月11日

各 位

千葉労働局雇用環境・均等室長



パートタイム・有期雇用労働者の公正な待遇確保、パワーハラスメント防止
対策の義務化に係る法律の施行について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月1日から施行された「パートタイム・有期雇用労働法」において、パート
タイム労働者及び有期雇用労働者と、通常の労働者（いわゆる正社員）との間で不
合理的待遇差や差別的取扱いが禁止され、事業主は公正な待遇を確保することが求め
られるようになりました（中小企業の適用は令和3年4月）。

また、本年6月1日からは改正「労働施策総合推進法」が施行され、職場における
パワーハラスメント防止措置が事業主に義務づけられるようになりました（中小企業
の適用は令和4年4月）。

今般、別添のリーフレットを作成いたしましたので、皆様におかれましては改正内
容をご確認いただき、傘下事業主が適法な労務管理を行えるよう、配布掲示等により
周知啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

おって、これらの改正法等についてご理解いただくため、別添ちらしのとおり説明
会「働き方改革セミナー」を開催いたします。参加ご希望の方はFAXまたは郵送に
よりお申込みください。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、少人数制とさせ
ていただきますので、ご了承ください。

併せて、千葉労働局ホームページにおいて、説明会当日配布資料及び厚生労働省作
成の法律解説動画もご覧いただけるよう整備いたしますので、こちらもご活用くださ
い。

【お問合せ先】 千葉労働局 雇用環境・均等室

TEL 043-221-2307 FAX 043-221-2308